

●節の経費内容説明（平成31年4月1日現在）

節 名	区 分	内 容 説 明
1 報 酬	議 員 報 酬 委 員 報 酬 非 常 勤 職 員 報 酬	都議会議員の報酬（期末手当を含む。） 1 執行機関である委員会の委員及び委員に係る委員報酬 例 教育委員会委員 人事委員会委員（非常勤） 監 査 委 員（ " ） 2 附属機関である委員会等の委員及び委員に係る委員報酬 例 財産価格審議会委員 二級建築士試験委員 上記以外の発令を伴う非常勤職員の報酬 例 学 校 医 精神保健指定医
2 給 料		東京都知事等の給料等に関する条例に基づく給料 東京都監査委員の給与等に関する条例に基づく給料 東京都人事委員会委員の給与等に関する条例に基づく給料 東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例に基づく給料 職員の給与に関する条例に基づく給料 学校職員の給与に関する条例に基づく給料
3 職 員 手 当 等		職員の給与に関する条例第10条によるもの 同 上 条例第11条の2によるもの 同 上 条例第21条によるもの 同 上 条例第21条の2によるもの 同 上 条例第9条の2によるもの 同 上 条例第12条によるもの
3 (1) 扶 養 手 当		
3 (2) 地 域 手 当		
3 (3) 期 末 手 当		
3 (4) 勤 勉 手 当		
3 (5) 管 理 職 手 当		
3 (6) 通 勤 手 当		

節 名	区 分	内 容 説 明
3 (7) 住 居 手 当 3 (8) 初任給調整手当 3 (9) 特別勤務手当 3 (10) 時間外勤務手当 3 (11) 休日給夜勤手当 3 (12) 宿日直手当 3 (13) 退 職 手 当 3 (14) 児 童 手 当		職員の給与に関する条例第11条の3によるもの 同 上 条例第9条の3によるもの 同 上 条例第13条、第13条の2及び第18条の3等によるもの 同 上 条例第15条によるもの 同 上 条例第16条、第17条によるもの 同 上 条例第18条の2によるもの 職員の退職手当に関する条例第3条によるもの 児童手当法第17条の規定（公務員に関する特例）により知事又はその委任を受けた者が支給するもの
4 共 済 費	職 員 共 済 組 合 負 担 金 社 会 保 険 料 地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金 掛 金	地方公務員等共済組合法による事業主負担金（業務費負担金を除く。） 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労働者災害補償保険料等 地方公務員災害補償法第49条によるもの
5 災 害 補 償 費	療 養 補 償 休 業 補 償 障 害 補 償 遺 族 補 償 葬 祭 補 償 打 切 補 償 付 加 給 付	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働基準法、都立職業能力開発センター生徒等災害見舞金支給要綱及び警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例、その他法令、規則等に規定するもの 東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例第3条によるもの

節名	区分	内容説明
6 恩給及退職年金	恩 給 退 職 年 金	普通恩給 } 増加恩給 } 恩給法によるもの 傷病賜金 } 一時恩給 } 扶助料 } 一時扶助料 } 退隠料 } 通算退職年金 } 増加退隠料 } 東京都恩給条例によるもの 傷病給与金 } 退職給与金 } 返還一時金 } 遺族扶助料 } 通算遺族年金 } 死亡給与金 } 死亡一時金 } 退職年金 } 通算退職年金 } 障害年金 } 雇員の退職年金及び退職一時金等に関する条例によるもの 遺族年金 } 通算遺族年金 } 退職一時金 } 返還一時金 } 遺族一時金 } 死亡一時金 }
7 賃 金		臨時職員に対する賃金及び労務者に対する賃金並びにそれらの加給
8 報 償 費	報 償 金 賞 賜 金 買 上 金	発令を要しない随時的な事務又は業務に対する謝礼金等 例 講師等の謝礼金、弁護士の弁護士料、産業医への支払金、原稿料、原画料、図案料、校閲料等（委託契約によるものを除く。） 社会復帰施設通所者の作業奨励金、都立職業能力開発センターの訓練手当等 徴税実態調査費 警察官の捜査費等 賞賜金 奨励的意味を持つ買上金

節 名	区 分	内 容 説 明
<p>9 旅 費</p> <p>9 (1) 普 通 旅 費</p> <p>9 (2) 特 別 旅 費</p>	<p>費 用 弁 償</p> <p>赴 任 旅 費</p> <p>特 別 旅 費</p>	<p>職員の旅費に関する条例等に規定する旅費（赴任旅費及び電車・バスの回数乗車券等をもって旅費の支給に代える場合を除く。）</p> <p>議員費用弁償 都議会議員の費用弁償 委員費用弁償 1 執行機関である委員会の委員及び委員に係る費用弁償 2 附属機関である委員会の委員及び委員に係る費用弁償 非常勤職員費用弁償 上記以外の非常勤職員の費用弁償 その他の費用弁償 審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例による費用弁償</p> <p>職員の旅費に関する条例第3条等に規定する赴任旅費（ただし、住居の移転を伴わないものは、普通旅費とする。）</p> <p>臨時職員取扱要綱による臨時職員に対する旅費及び非職員に対する旅費</p>
<p>10 交 際 費</p>		<p>知事その他の職員が都行政の円滑な運営を図るため、特に必要な外部との交際に要する経費 慶祝（記念式典、行事などに対するお祝い等） 弔意（香典、供花料等） 見舞い（病気、災害、事故等に対する見舞い） 会費（構成員として支出する年会費等、懇親等を目的とする会合の参加費） 接遇（来客の茶菓等） その他（都政協力者への支出など特に必要と認められるもの）</p>
<p>11 需 用 費</p> <p>11 (1) 光 熱 水 費</p> <p>11 (2) 一 般 需 用 費</p>	<p>燃 料 費</p> <p>光 熱 水 費</p> <p>消 耗 品 費</p>	<p>動力用、暖房用、炊事用、その他の各種燃料購入費</p> <p>電気、ガス及び上下水道使用料（計器等の借上費を含む。）</p> <p>東京都物品管理要綱に定める消耗品 事務用品類、証紙類（手数料、公課費及び保険料の印紙代を除く。）、図書類、維持管理用品類、理化学用品類、医療用品類、薬品類、農林水産用品類、教育保育用品類、警察消防用品類、工具作業用品類、油脂燃料費（光熱水費に属するものを除く。）、雑品類等 ただし、軽易な据付費を含む。</p>

節 名	区 分	内 容 説 明
	<p>会 議 費</p> <p>賄 費</p> <p>印 刷 製 本 費</p> <p>修 繕 料</p>	<p>会議の際の弁当、茶菓に要する経費 式典等の際の飲食に要する経費 事業に関連する随時の協議、打合せの際の飲食に要する経費</p> <p>患者、留置人、保護施設の収容者、船員等の賄い用材料及び飲食物購入費、非常炊き出し</p> <p>印刷費 文書、図面、パンフレット、チラシ、賞状、案内状、諸用紙（既製品を除く。）等の印刷代、帳簿代、写真代、複写代 製本費 伝票、帳簿、書類等の製本代、法規集追録代</p> <p>建物、工作物、器材、器具等に関する維持管理又は現状回復を目的とする一部の修繕 例 船舶・航空機及び物品の修繕・整備、蓄電池の充電料、窓ガラス・畳の取替え、綿の打ち直し、消火器の薬品詰め替え等</p>
12 役 務 費	<p>通 信 運 搬 費</p> <p>保 管 料</p> <p>広 告 料</p> <p>手 数 料</p> <p>筆 耕 翻 訳 料</p>	<p>郵便料 郵便切手、郵便はがき、各種郵便手数料等</p> <p>電信料 電話料（工事負担金を除く。）、電話契約料、テレビ受信料、インターネット使用料等</p> <p>運搬料 物品・動物・廃棄物等の運搬料、人の輸送料、電車・バスの回数乗車券代、定期乗車券代等</p> <p>証券・物品等の保管料、倉庫料等</p> <p>普及宣伝広告料 新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス等の広告掲示料、スライド映写料、折り込み広告料、放送料（番組制作費を含む。）、電光ニュース、宣伝カー等による広告料等</p> <p>手数料 公金取扱手数料、地方債取扱手数料、売りさばき手数料、物品取扱手数料、鑑定料、収入証紙代、手数料として使用する収入印紙代、裁判所及び執行官に納付する訴訟費用、電話譲渡承認手数料等 その他の人的サービスの提供に対する経費 例 洗濯代、理髪代、看板・扉等の文字の記入料、ピアノの調律料、便所のくみ取り料等</p> <p>筆耕料 浄書・印書料等</p> <p>翻訳料 通訳料 速記料</p>

節 名	区 分	内 容 説 明
	保 險 料	<p>動産・不動産の保険料 自動車損害賠償保険料等</p>
1 3 委 託 料	<p>調 査 研 究 委 託</p> <p>建 物 等 管 理 委 託</p> <p>医 療 ・ 衛 生 委 託</p> <p>建 築 ・ 土 木 委 託</p> <p>美 術 ・ 芸 能 委 託</p> <p>研 修 ・ 実 習 委 託</p> <p>事 務 処 理 委 託</p>	<p>調査委託料、研究委託料、試験検査委託料</p> <p>保守委託料（側線、会計機、火災報知機、電気設備、エレベータ等）、運転・操作委託料（エレベータ、電話交換機、電気・機械設備等）、警備委託料、清掃・消毒委託料（船舶・庁舎等清掃、害虫等駆除）、産業廃棄物処分委託料、動物飼育委託料、植物管理育成委託料</p> <p>検診委託料、解剖委託料、患者等の収容委託料、在宅業務委託料、社会保険診療報酬審査並びに支払委託料（事務費のみ）、埋火葬委託料</p> <p>設計及び監理委託料、測量委託料、地方鉄道業者工事委託料</p> <p>画版製作委託料（原図・図案作成料を含む。）、映画・ビデオ製作委託料、映写委託料（映画館で行うものを除く。）、装飾委託料、芸能委託料</p> <p>職員の派遣研修委託料（研修機関等に委託するものに限る。）、生徒・学生の現場実習の委託料</p> <p>電算処理委託料、加工委託料、官公庁及び公営企業体への委託料、強制執行補助委託料、港営作業委託料（船舶給水、案内所の運営、貨物の仕訳等）、外国人賓客等の接遇委託料、行事・催物の委託料、給食調理業務委託料</p>
1 4 使用料及賃借料	<p>使 用 料</p> <p>賃 借 料</p>	<p>入場料、特許権使用料、種付料 有料道路通行料、駐車場使用料等</p> <p>自動車（有料道路通行料、駐車料金及びタクシー利用券使用による場合を含む。）、土地、家屋（敷金を含む。）、会場（冷暖房及び清掃料等を含む。）、船舶（20 t 以下の小舟を含む。）、航空機、機械器材（フィルム借上料を含む。）、O A 機器類（電話機を除く通信機器類を含む。）、特殊車両（ブルドーザ、ローラー等）、動物（牛馬犬等）等の賃借料</p>
1 5 工 事 請 負 費		<p>土木工事（橋梁、港湾を含む。）、 建築工事（建物及び建物の従物の改良、改造等を含む。）、 例 部屋の間仕切、床張り、煙突の取付け又は取り外し等 車両船舶の改造、その他の工事等の請負 ただし、需用費に属するものを除く。</p>

節 名	区 分	内 容 説 明
16 原 材 料 費		<p>工事中、生産用、改造用（一般機器類の軽易な部品で契約用途額10万円未満のものを除く。）、職業訓練用（応用実習に限る。）の原料及び材料</p> <p>例 セメント、鋼材、砂利、木材（足場用資材、型枠材料を含む。）、自動車、船舶、機械、器具等の部品（移動するために不可欠なもの）</p> <p>ただし、需用費に属するものを除く。</p>
17 公有財産購入費	権 利 購 入 費 土 地 購 入 費 家 屋 購 入 費 船 舶 等 購 入 費	<p>地方自治法第238条第1項4号及び5号の規定によるもの並びに借地権</p> <p>土地及び土地の定着物</p> <p>家屋及びその従物</p> <p>船舶法適用船、しゅんせつ船（ポンプ船を含む。）、土運搬船及び浮標、浮棧橋、航空機及びその従物</p>
18 備 品 購 入 費		<p>東京都物品管理要綱に定める備品</p> <p>一般機器類、図書標本・美術工芸品類、維持管理・生活文化用品類、工業機器類、理化学機器類、土木建築機器類、医療機器類、農林水産機器類、教育保育機器類、警察消防機器類、工作物類、船舶車両及び関連器具類（公有財産購入費に属するものを除く。）、雑品類等</p> <p>ただし、軽易な据付費を含む。</p> <p>東京都物品管理要綱に定める動物</p>
19 負 担 金 補 助 及 交 付 金	負 担 金 補 助 金 交 付 金	<p>各種協議会、講習会等の分担金、会費等</p> <p>職員共済組合業務費負担金等</p> <p>地方公営企業法第17条の2による公営企業会計への負担金及びこれに準ずる公営企業会計支出金</p> <p>電気、ガス、水道、電話等工事負担金</p> <p>地方自治法第232条の2による補助金</p> <p>地方公営企業法第17条の2及び第17条の3による公営企業会計への補助金</p> <p>区市町村交付金、特定事業に対する互助組合交付金</p> <p>土地区画整理清算交付金（減価補償金を含む。）</p> <p>他府県に対する災害見舞等任意の見舞金等</p>
20 扶 助 費		<p>生活保護法、児童福祉法、障害者総合支援法、学校給食法等による支出金</p>
21 貸 付 金		<p>民間住宅建設資金、婦人福祉資金、母子福祉資金及び工業振興機械類購入資金等の貸付金</p> <p>地方公営企業法第17条の2、第17条の3及び第18条の2による公営企業会計への貸付金</p>

節 名	区 分	内 容 説 明
2 2 補償補填及 賠償償金	補 償 金 補 填 金 賠 償 金	建物移築、営業等に対する補償金 欠損補填金（他会計の欠損補填のための繰出しは含まない。）、損失金、補填金等 損害賠償金（自動車事故等の示談金を含む。） 土地収用法第90条の3第2項の加算金 " 第90条の4の過怠金
2 3 償還金利子及 割引料	償 還 金 利 子 割 引 料	公債償還金、公債以外の借入金の返済金、国庫支出金返納金（延滞金を含む。）、小切手支払未済償還金、過誤納還付金等 公債利子 一時借入金利子 還付加算金
2 4 投資及出資金	投 資 金 出 資 金	株式払込金 出資金及び出捐金 地方公営企業法第17条の2、第17条の3及び第18条による公営企業会計への出資金
2 5 積立金		基金、その他の積立金（繰出金に含まれるものを除く。） 訴訟保証金 入札保証金 契約保証金
2 6 寄附金		地方自治法第232条の2による寄附金
2 7 公課費		各種登録税、自動車重量税等（公租公課として使用する収入印紙を含む。）
2 8 繰出金		一般会計繰出金 特別会計繰出金（公営企業会計支出金を除く。） 地方自治法第241条第1項に定める基金のうち、「特定の目的のために定額の資金を運用するための基金」に対する繰出金